

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

IX 労働者福祉運動

1 労働金庫運動

銀行法大幅改正で再燃する金融再編競争

八一年度は、経済危機の国民へのしわ寄せがいつそう進展し、経済社会構造の新たな再編への動きが強まった。金融の分野でも、金融制度調査会の答申を受けて、銀行法の大規模な改正が成立（一九八一年五月）し、金融再編成への新たな競争条件の設定がおこなわれた。この銀行法改正に合わせて、労働金庫法についても、法制定いらいはじめての改正がくわえられ、一般の金融機関なみの機能が新たに認められることになった反面、金融競争の場にいつそう深くみこまれていくことにもなった。

会員基盤変化と経常収支率の悪化

一九八〇年度労働金庫経営の基盤をなす会員は、団体会員数では前年度増加率、一・八七%を上回る二・〇四%の増加率を示したものの、間接構成員数では、民間労組会員の組合員の減少によって〇・五二%の微増にとどまり、前年度増加率（一・一五%）を下回り、一会員当たりの規模の縮小がすすんだ。行政改革の動きに関連した官公労組への新たな合理化攻撃が開始されている最近の情勢のなかで、労金の主体性をささえる会員基盤には、民間につづいて官公でも今後きびしい事態の到来が予測され、これにたいする労働金庫の対応が問われてきている。

一方、実質賃金の低下にかかわらず、むしろそれ故にこそ自衛努力を強めざるをえない生活の実態を反映して、勤労者世帯の平均貯蓄額は、前年比一七・七%も伸び、平均貯蓄保有額は四七三万円と、はじめて年間平均収入を上回った（年末）。

しかし、全国労金の預金増加率は、一三・四%と前年度増加率一四・二八%をさらに下回り、ひきつづき増勢の鈍化を示した。これは都市銀行を中心とした金融機関の家計性預金獲得競争が、郵便貯金への対応をも意図してはげしくひろげられるなかでの、労金の業務施策面、組織施策面での対応の立ち遅れを示したものと見える。夏期・年末の預金運動期間中の預金増加額の年間増加額への寄与率は一一二・二三%（前年より二・一九%上昇）とさらに高まり、平常月の貯蓄引き出し・解約の傾向が一段と顕著になった。しかも、定期性預金の割合は八五・九二%と前年より一・六七%も上昇し、資金コストをさらに高めてきている。

預貸の比率は、住宅貸出の伸び悩み（背景には住宅価額の高騰による取得難と公的融資への転換）を反映して六六・〇六%と前年より一・九一%さらに下回り、収支の悪化条件が強まった。加えて前年度の高金利影響の残存による資金コストの割高から、預貸金利鞘は一%を大きく割りこみ、〇・三七%と一九七九年狂乱物価後の〇・七九%に比べても半減以下の過去最低の利幅に落ちこんだ。この結果、経常収支率は九二・五四%と前年度の八四・三二%からかつてない悪化を示し

た。

## 懸案の改正労金法成立、金融機能拡大へ

一九七三年いらい、他の金融業態との機能上のギャップ、制約をとりのぞくべくとりくまれてきた労働金庫法改正の運動は、八一年五月二五日、銀行法改正と一括した参議院本会議での法案成立により、ようやく法制定いらい初めての法改正が成り、一応のピリオドをうった。

おもな改正内容はつぎのとおりである。(1)地方公務員等共済組合その他の会員資格が明記された。(2)員外預金が、総預金の二〇%まで認められた。(3)国、地方公共団体、その他非営利法人、または個人会員および間接構成員の家族、員外預金者への員外貸出が認められた。(4)内国為替業務の取り扱いが可能になった。(5)国民金融公庫等代理業務が拡大した。(6)連合会の孫会員貸付が可能になった。

今回の法改正は、七九年と八〇年の金融制度調査会の答申を受けた銀行法改正と一括した金融四法改正という横並び改正としておこなわれたが、中心となった銀行法改正をめぐるのは、証券業務の扱いその他で銀行業界のはげしい抵抗にあい、結局当初の答申案がもっていた金融民主化への世論の反映としての大口融資規制、ディスクロージャーの義務化などの点で大きく後退し、また合併等の規定整備によって、都銀による中小金融機関の系列化・再編成がすすめやすくなったなど、指摘される問題点も多い。労働金庫法についていえば、ほぼ信用金庫と同様の金融機能が持てることにはなったが、それだけ金融同質化の一環に組みこまれ、金融再編競争場裡に立たされていくことを意味している。今後、公的年金の取り扱いや内国為替業務の取り扱いなど新たに獲得した金融機能の面で、労金はその取り扱い条件を他業態なみにいかに整備・充実し、業績を定着させえるか注目される。

## グリーンカード制度、問題点が浮き彫りに

高額貯蓄者の利子・配当所得の把握、不公平課税(脱税)防止を理由に、八〇年三月国会で成立したグリーンカード制度については、八一年度に入って、財界、自民党議員のなかからも見直し論議がおこってきた。その見直し論の中心は、高額貯蓄者に免税の途をひらき、制度の「換骨奪胎」をはかるところにおかれている。

労働金庫は、一〇月一日の第一次政省令の施行を受けて、プロジェクトチームを発足させ、グリーンカード制度実施に備えての問題点の検討に入った。このなかでこの制度の労働組合や労働金庫運動にとっての重大な影響がしだいに鮮明になった。並行して労働四団体、主要単産とのあいだに設置されている労金運動連絡懇談会世話人会にも提起し対策の検討をすすめてきた。一一月にはグリーンカード担当責任者会議を開催、全国的対応策について意志統一、八一年二月上旬～中旬には全国二カ所で開催した「推進機構代表者全国集会」にもグリーンカード制度をめぐる問題点と対応方針を提起している。制度のおもな問題点は以下のとおりである。

(1)法人である労働組合についても事実上カードの所持・提示が取引のつど必要とされ、下部組織の課税問題が生じかねない。(2)法人格なき労働組合は財産目録の提示などの義務が生じるなど、労組・民主団体の財産掌握のねらいが明らかにみられるほか、(3)団体主義を基調とした取引形態をとる労働金庫にとってはカード提示義務化は事実上困難である。(4)金融機関相互のマル優のわくの獲得競争の激化が予想されるほか、手続きにかかわる経費負担の面からも負担増は大きいなど、きびしい影響をもつことがはっきりしてきた。こうした実情を背景に、八一年一〇月に予定されている第二次政省令の施行までに、制度の改善、運用条件の緩和にむけ対大蔵省折衝がつづけられ

る一方、中央労福協、労働四団体の側からも独自に対政府交渉が開始されつつある。

## オンライン全国ネット化へ統一システム(一次)完成

労働金庫の全国オンライン化の構想は、八〇年度、東海地方(静岡、愛知、岐阜、三重の四金庫)センター設立準備委員会の発足(八〇年一〇月)によって、ようやく全国的なセンター配置構想の空白が埋められ、全国ネット化への一歩前進を示すことになった。この間、大分、愛知および、すでに稼働中の大阪をのぞく近畿センター加入六金庫が新たにオンラインを稼働させ、南部センター(九州、沖縄八金庫)も七月に一部試行稼働に入った。またCD(自動預金払い出し機)、ATM(自動預金受け払い機)の設置・稼働金庫も八金庫にひろがり、普都圏ではカードローンの取り扱いも開始された。

一方、労金連合会が開発に着手してきた労金の統一システムは、第一次対象業務(普通預金、自振/給振、集約、共通)の開発を完了し、最初の適用ブロックである西部(中・四国八金庫)センターへの引き渡しがおこなわれた。西部センターでは八一年八月試行、九月一斉稼働の予定で準備がすすめられている。さらに第二次対象業務として、定期預金、積立定期預金、CIF(顧客管理情報、AD/CD、カードローン、証書貸付、手形貸付)の開発が連合会によってひきつづきすすめられている。

また、全国労金協会、連合会理事会は、労金法改正による為替業務取り扱い開始(八一年八月一日)とともに、全国オンラインネット網の完成(八三年度目標)を目途として構想を描きつつ、すでに全国銀行を中心に設立され民間金融機関のオンライン為替網のセンターとして社会的なシステム機能を果たしている全銀データセンターへ加入していくことをきめ(八一年六月)、正式に文書で要請した。これによって、これまで立ち遅れと不統一ぶりが目立った労金の機械化が、中央センターの設立、為替ネット網の構築、統一システムの適用拡大普及を軸として、急速に統一化の方向にむかうかどうか注目される。

## 財形貯蓄分野に新たな競争

八〇年度も、財形貯蓄は、契約者数とも順調に伸びつづけ、一般貯蓄率をはるかに上回る二四・一%の伸張率を示し、契約者数で一二〇〇万、貯蓄残高では四兆五千億円に、いずれもいま一步のところまできた。全国労金の財形貯蓄契約者数、同貯蓄残高も預金の平均伸び率を上回る傾向を示した。とはいえ、八〇年九月・一〇月の二ヵ月、労金統計上はじめて対前月末残高比でマイナスを記録するなど新たな特徴が見られた。これは郵政省職員等、大口の財形契約が三年目ごとの満期に到来し、満期金の継続率が低下したことを反映している。都市銀行等では、この満期到来型の積立定期預金商品からエンドレスで解約・払い出しの少ない定期預金集合型の商品政策に切り替え、そのことを武器にして新たな競争に出ており、労働金庫がこういう商品政策面の立ち遅れを理由に指定から排除されるなど、新たな動きも現れた。一部大型財形において予想以上の惨敗に終わるなどの事例も出ており、八一~八二年度にかけての大型の満期到来をかかえ、労働金庫では、満期対策と新しい商品政策への模索に苦しんでいる。

一方、財形制度そのものの再点検と改革にむけて、中央労福協と労金、勤住協の共催による「財形研究会」を九月熱海市で開催、労働組合をふくめ、現行制度改革課題の認識と改善要求運動の強化について確認をおこなった。

## 日本労信協の設立と事業開始

労金借り入れにともなう連帯保証人が、容易に求めえないという組合員や、未組織の労働者など、無保証人の借り入れ保証や地方労信協の保証行為の再保証等を扱う新しい信用保証組織の設立が、かねてから求められていたが、前年度からの準備が実をむすび、八〇年六月二七日、労働金庫(一〇億円)、地方労信協(二〇〇〇万円)の出資により日本労働者信用保証基金協会の設立総会がひらかれた。そして八月二五日に大蔵・労働両省の認可を得て、一〇月一日から逐次業務を開始した。初年度(～五六年三月末)の保証実行額は三一億円、年度末の保証債務残高は三〇億円と府県別に逐次業務開始という条件のもとでは、まず順調なすべり出しを見せた。

一方、サラ金規制法案は、第九四回国会でも、制限金利や超過利息返還請求の取り扱いにかんし、与野党の調整がつかず、継続審議となった。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---